

○経済産業省告示第二百七十四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の三の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十八号（輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物）の一部を次のように改正し、平成三十年一月二十二日から施行する。

平成二十九年十二月六日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 輸出令別表第一の五の項（十四）に掲げる貨物であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第四条第十二号ハ又は二に該当するもの</p> <p>二〽十九 「略」</p>	<p>輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 輸出令別表第一の五の項（十四）に掲げる貨物であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第四条第十二号ハ（一）又は二に該当するもの</p> <p>二〽十九 「略」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。